

沼田市独自の支援策

◆減収事業者支援

- 1 制度融資資金の利子補助期間の延長
 - ・利子補助の期間を3年から5年に延長し、利子全額を補助
- 2 各種証明発行手数料の減免
 - ・感染症関連の助成金などの申請に必要な証明書等の発行手数料免除
- 3 経営支援助成金
 - ・国の持続化給付金（減収額50%以上）の対象とならなかった、減収額30%以上50%未満の法人並びに個人事業者に対し、10万円を支給
- 4 ぬまたマルシェ・オンライン
 - ・感染症の影響を受けている事業者支援で、物産品やフルーツ等を紹介するサイトを開設
- 5 ぬまたおうち時間プロジェクト
 - ・来店客の減少で、テイクアウト等のサービスを開始した事業者支援で、飲食店を紹介するサイト開設



◆感染予防支援

- 1 感染予防対策・マスク配布
 - ・妊婦、透析患者にマスクを配布（継続）
- 2 次亜塩素酸水の配布
 - ・小中学校及び市民に対し感染予防用次亜塩素酸水を配布
- 3 ウイルス飛散防止用塩ビシート・アクリルパーティションの設置
 - ・市民が訪れる窓口カウンターに上記を設置
- 4 感染拡大防止用マスク、消毒液等の医薬材料を追加措置



◆子育て支援

- 1 児童手当受給世帯への給付金の上乗せ
 - ・国は児童一人1万円を上乗せするが、さらに市が5千円を上乗せする
- 2 特定扶養親族（18歳以上22歳以下）を扶養している世帯の給付金の上乗せ
 - ・一人10万円を支給する国の特別定額給付金に上乗せして特定扶養親族一人当たり3万円を支給
 - ・国の特別定額給付金の申請期間が3カ月なので、令和2年4月28日以後3カ月・7月31日までに生まれた新生児に対し特別定額給付金と同額の10万円を支給
- 3 保育園等の副食費を負担
 - ・3歳児から5歳児までの園児が6日以上保育園等の登園を自粛した場合、施設に支払うべき4月分以降の副食費を市が負担（6か月間を想定している）
- 4 学童保育所等運営助成
 - ・小学校の休校が継続される中、学童保育所の運営費を補助する



◆教育環境支援

- 1 給食賄材料費公費負担
 - ・保護者の経済的負担の軽減を図るため、給食賄材料費の納入を免除
- 2 感染症対策の衛生機器、消耗品等を整備
 - ・手指の消毒をはじめ、清掃や給食時の衛生管理に活用するため、各小中学校に次亜塩素酸水生成器を設置

